

●香川県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年7月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
平成20年4月14日	中島歯科医院 観音寺市観音寺町甲2943番 地の1	中島 秀和 観音寺市観音寺町甲2943番 地の1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
平成20年5月1日	居宅介護支援事業所 けあ まね 丸亀市飯山町東坂元1672番 地13	介護生活株式会社 丸亀市飯山町東坂元1672番 地13	居宅介護支援事業